

こんな家族構成のとき 必要となる戸籍謄本はどれ？

ここでは、お客様の家族構成を踏まえた
戸籍謄本の見方や揃え方を解説します。

八木正宣 (株式会社SBL
行政書士 税理士)

解説

ケース1 子が婚姻により 除籍されているケース

夫が亡くなりました。うちには妻である私と長女のほか、結婚した長男がいます。相続預金の名義変更のためには、最新の戸籍以外にどの戸籍を用意すればよいですか？



相続預金の名義変更においては、相続届に記載された相続人が正当な相続人であるのか確認するために、①被相続人の出生もしくは特定の年齢から死亡までの連続した戸籍謄本、②相続人の現在の戸籍謄本が必要になります。

それでは持参された戸籍謄本を確認しましょう(サンプル1)。戸籍事項欄に「平成6年法務省令による改製」とあり、改製日は平成20年5月15日となっています(7)。サンプル1は平成20年5月15日から戸籍謄本の発行日までの

戸籍を証明するものです。戸籍の筆頭者は夫である太郎さんです(1)。身分事項に「除籍」(ウ)および「死亡」の記載があり、太郎さんは、平成28年3月15日に死亡したことが確認できます(エ)。同じくサンプル1において、妻花子さん(オ)と長女一美さん(カ)の存在を確認でき

ます。戸籍の筆頭者が死亡してもその戸籍に在籍する人がいる限りその謄本は閉鎖されません。ここで民法上の相続人の規定を確認しておきます。被相続人である太郎さんの相続人ですが、配偶者は常に相続人となるので、妻であることを確認できた花子さんは相続人として確定です。

サンプル2 近代太郎の改製原戸籍

改製原戸籍 平成6年法務省令第五十一号附則第二案第一項による改製につき平成5年5月15日消除

本籍	東京都中野区東中野●●番地
氏名	近代太郎
出生	昭和五拾参年四月六日 東京市東区西中野●●番地
父	近代太郎
母	花子
婚姻	昭和五拾参年四月六日 東京市東区西中野●●番地
死亡	平成二拾八年三月一五日 東京市東区西中野●●番地
除籍	昭和五拾参年四月六日 東京市東区西中野●●番地

この謄本は、原戸籍の原本と相違ないことを認証する。
平成五拾八年四月式拾日
東京市中野区長
東 城 四 郎
公印

サンプル3 近代一郎の現行戸籍

全部事項証明

本籍	群馬県前橋市大手町2丁目●番地
氏名	近代一郎
戸籍事項	戸籍改製 【改製日】平成23年11月5日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】一 郎 【生年月日】昭和53年4月6日 【配偶者区分】夫 【父】近代太郎 【母】近代花子 【続柄】長男
身分事項	

次に相続人となるのは相続順位第1位である子です。子であることを確認できた一美さんも相続人として確定です。ただし、長男の存在はサンプル1から確認できません。

次の戸籍に引き継がれない戸籍が新しく編製されるときには、従前に在籍していた人のみ次の戸籍に引き継がれます。被相続人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本を取り寄せる理由は、次

ここで長男である一郎さんの存在が確認できます。一郎さんは平成18年2月18日の婚姻時に一郎さんを筆頭者とする戸籍が群馬県前橋市に新しく編製されています(カ)。そのため、一郎さんが現在生きているかどうか前橋市にある戸籍謄本を入手して確認しなければなりません。一郎さんの現行戸籍はサンプル3のとおりです。現在生きていることが確認でき、相続人として確定です。

さらに、サンプル2から太郎さんの出生までの戸籍謄本を確認し、ほかに子がいないければ、被相続人近代太郎さんの相続人は、妻花子さんと長女一美さん、長男一郎さんの3人になります。

サンプル1 近代太郎の現行戸籍

全部事項証明

本籍	東京都中野区東中野●●番地
氏名	近代太郎
戸籍事項	戸籍改製 【改製日】平成20年5月15日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】太 郎 【生年月日】昭和29年3月3日 【父】近代松男 【母】近代竹子 【続柄】長男
除籍	【死亡】平成28年3月15日 【死亡時分】午前1時30分 【死亡地】東京都中野区 【届出日】平成28年3月16日 【届出人】妻

以下余白

発行番号 ●●●

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
平成28年4月20日 東京都中野区長 東 城 四 郎 公印

サンプル2 近代一郎の現行戸籍

全 部 事 項 証 明	
本 籍 名 氏 名	群馬県前橋市大手町2丁目●番地 近 代 一 郎
戸籍事項 戸籍改製	【編製日】平成18年2月18日
戸籍に記録されている者	【名】一 郎 【生年月日】昭和53年4月6日 【父】近代太郎 【母】近代花子 【続柄】長男
除 籍	↑ ●
身分事項	
死 亡	【死亡日】平成26年7月10日 ←㉑ 【死亡時分】午後9時30分 【死亡地】群馬県前橋市 【届出日】平成26年7月11日 【届出人】妻
戸籍に記録されている者	【名】伸 子 【生年月日】昭和55年6月1日 【父】佐藤大輔 【母】佐藤智子 【続柄】長女
戸籍に記録されている者	【名】梅 子 【生年月日】平成20年5月5日 【父】近代一郎 【母】近代伸子 【続柄】長女
以下余白	

ただし、ここで注意しなければならぬことがあります。相続人の梅子さんは未成年者であるということです。原則として、未成年者は単独で法律行為を行うことができず、法律行為を行う場合は、法定代理人の同意が必要になります。

相続手続きでは、原則として遺産分割協議をすることになります。遺産分割協議は法律行為とされているため、未成年者が単独で参加することはできません。

未成年者の法定代理人となるのはまず親権者です。つまり、梅子さんの親が法定代理人となります。親権者のうち父一郎さんはすでに亡くなっているため、母伸子さんが遺産分割協議に参加することになります。

さらにサンプル1から太郎さんが出生するまでの戸籍謄本を確認し、太郎さんにほかに子がいないければ、被相続人近代太郎さんの相続人は、妻花子さんと長女一美さん、長男一郎さんの代襲相続人梅子さんの3人になります。

㉑。サンプル1は、平成15年2月5日から戸籍謄本発行日までの戸籍を証明するものです。

戸籍の筆頭者は夫である太郎さんです(㉒)。身分事項に「除籍」(㉓)および「死亡」の記載があり、太郎さんは平成28年3月15日に死亡したことが確認できます(㉔)。

同じくサンプル1において妻花子さん(㉕)と長女一美さん(㉖)の存在を確認できます。2人は相続人として確定です。

次に、長男の一郎さんですが、昭和53年4月6日に出生し、平成18年2月18日に婚姻するまでサンプル1に存在していたことを示しています(㉗)。このため婚姻後の一郎さんの足取りを確認しなければなりません。

サンプル2は、一郎さんの婚姻時に新しく編製されたもので、編

製時にすでに戸籍がコンピュータ化されているため、平成18年2月18日の婚姻時から戸籍謄本取得日までの戸籍を証明するものです。

身分事項に「除籍」(㉘)および「死亡」の記載があり、一郎さんは平成26年7月10日に死亡したことが確認できます(㉙)。ここで一郎さんの相続人としての権利は一郎さんの子の梅子さんに代襲さ

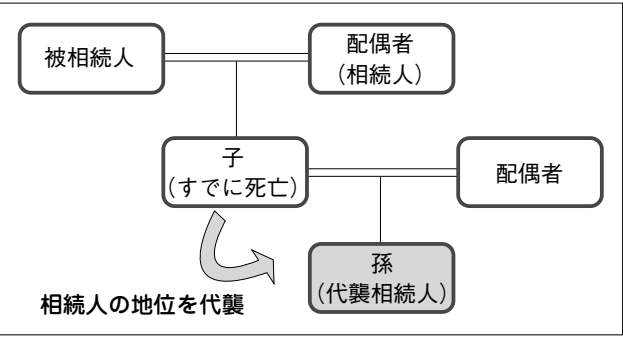
解説

ケース2 子がすでに死亡しており代襲相続が発生するケース

夫が亡くなりました。うちには妻である私と長女のほか、すでに亡くなっている長男がいます。相続預金の名義変更には、最新の戸籍以外にどの戸籍を用意すればよいですか？



●代襲相続の仕組み



本ケースのように来店したお客様が、相続人である子がすでに死亡していると言っている場合は、被相続人の出生もしくは特定の年齢から死亡までの連続した戸籍謄本に加え、死亡した相続人の出生等から死亡までの戸籍謄本が必要になります。

死亡した相続人に子がいれば、相続人の地位はその子(被相続人から見れば孫)に代襲されるからです。

代襲相続とは、相続人となる予定であった「子」または「兄弟姉妹」が相続発生時に死亡・相続欠

格・相続廃除を原因として相続権を失っていた場合に、その相続人となる予定であった人に代わって、その人の「子」が相続分を承継する制度です(図表)。

それでは、持参された戸籍謄本を確認しましょう(サンプル1)。

戸籍事項欄に「平成6年法務省令による改製」とあり、改製日は平成15年2月5日となっています

サンプル1 近代太郎の現行戸籍

全 部 事 項 証 明	
本 籍 名 氏 名	東京都中野区東中野●●番地 近 代 太 郎 ←㉒
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成15年2月5日 ←㉑ 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】太 郎 【生年月日】昭和29年3月3日 【父】近代松男 【母】近代竹子 【続柄】長男
除 籍	↑ ●
身分事項	
死 亡	【死亡日】平成28年3月15日 ←㉔ 【死亡時分】午前1時30分 【死亡地】東京都中野区 【届出日】平成28年3月16日 【届出人】妻
戸籍に記録されている者	【名】花 子 ←㉖ 【生年月日】昭和29年12月20日 【父】田中亀雄 【母】田中鶴子 【続柄】二女

発行番号 ●●●

これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
平成28年4月20日

東京都中野区長 東 城 四 郎 公印

サンプル2 近代松男の除籍謄本

本籍		氏名		近代松男	
神戸市中央区加納町●●番地		↑カ			
婚姻の届出により昭和式拾四年六月六日夫婦に					
つき本戸籍編製⑩					
昭和六拾貳年七月七日消除⑩					
大正拾参年五月貳日神戸市中央区で出生同日父届出入籍⑩		父	亡	近代 肇	
昭和式拾四年六月六日中台竹子と婚姻届出神戸市中央区加納町		母	亡	ハナ	男 長
●●番地近代肇戸籍から入籍⑩		夫		松 男	
昭和五拾六年七月五日午前拾時五分本籍で死亡妻竹子届出除籍⑩		夫			
昭和貳年九月拾日神戸市中央区で出生同日父届出入籍⑩		父	亡	中台 朝夫	
昭和式拾四年六月六日近代松男と婚姻届出神戸市中央区二宮町		母	亡	越子	女 長
●●番地中台朝夫戸籍から入籍		妻		竹 子	
昭和五拾六年七月五日夫死亡⑩		妻			
昭和六拾参年七月七日午前六時参分本籍で死亡長男太郎届出除籍⑩		生出		昭和貳年九月拾日	
昭和四拾九年参月五日神戸市中央区で出生同日父届出入籍⑩		父	近代	松男	
昭和四拾九年参月拾六日田中花子と婚姻届出同月拾八日東京都		母		竹子	男 長
中野区長から送付同区東中野●●番地に新戸籍編製につき除籍⑩				太 郎	
生出		生出		昭和貳拾九年参月五日	

ます(土)。同じくサンプル1において妻花子さん(オ)の存在を確認することができます。妻であることを確認できた花子さんは相続人として確定です。

直系尊属が存命か確認

次に太郎さんの戸籍を過去にさかのぼっていきます。太郎さんが子が本当にいないのか戸籍で確認しなければなりません。サンプル1から出生するまでの戸籍謄本を確認したうえで子がいなかった場合は、相続順位2位の直系尊属が存命であるかどうかを確認します。

サンプル2は、太郎さんの父親である近代松男さんの除籍謄本で、昭和24年6月6日(カ)に松男さんが婚姻したことにより編製された戸籍です。昭和29年1月5日に太郎さんが出生(キ)した後、松男さん夫婦にほかに子はいません。

その後太郎さんが婚姻により昭和49年11月16日に除籍され(ク)、昭和56年7月5日に父松男さん(ケ)、昭和62年7月7日に母竹子

直系尊属が存命か確認

ます(土)。同じくサンプル1に
 おいて妻花子さん(オ)の存在を
 確認することができました。妻であ
 ることを確認できた花子さんは相
 続人として確定です。

さん(コ)が死亡により除籍されました。これでサンプル2の松男さんの戸籍に在籍する人がいなくなり、除籍謄本となりました。

さらに、この除籍謄本の前の戸籍謄本で、松男さんと竹子さんの婚姻前に子（太郎さんにとって、父母の一方だけが同じ半血の兄弟）がいまいかどうかを確認しないといけません。半血兄弟の法定相続分は全血兄弟（父と母の両方が同じ兄弟）の2分の1になりますが、相続権はありますので、しっかり確認しなければいけません。なおここではないものとし、解説を省略します。

一連の戸籍謄本から、太郎さんに子は確認できず、父松男さん、母竹子さんもすでに他界しています。太郎さんには相続順位3位の兄弟姉妹も確認できませんでした。よって、被相続人近代太郎さんの相続人は妻花子さんののみになります。なお相続人が1人の単独相続の場合、遺産分割協議の手続きは不要となります。

解説

ケース 3 被相続人には子がいないというケース

夫が亡くなりました。私たちには子どもがいません。また夫は離婚歴もありません。この場合、相続預金の名義変更には、最新の戸籍以外にどの戸籍を用意すればよいですか？

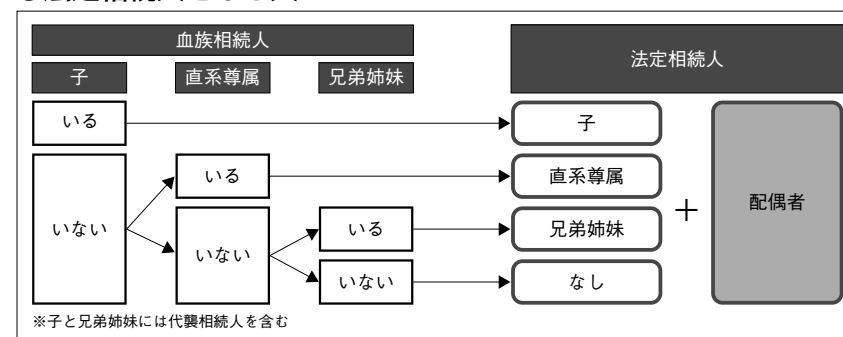


本ケースのように、来店

解説 したお客様が子がいなくて、言っている場合は、被相続人の戸籍謄本をさかのぼって本当に子がいないか確認します。子がいない場合の相続人は、被相続人の直系尊属（両親・祖父母）、子も直系尊属もない場合には兄弟姉妹となります（図表）。

それでは、持参された戸籍謄本を確認しましょう（サンプル1）。戸籍事項欄に「平成6年法務省令による改製」とあり、改製日は平成15年2月5日となっています（ア）。サンプル1は、平成15年2

●法定相続人となる人



サンプル1 近代太郎の現行戸籍

全 部 事 項 証 明	
本 籍 氏 名	東京都中野区東中野●●番地 近 代 太 郎 ←①
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成15年2月5日 ←⑦ 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	除 籍 ↑ ② 【名】太 郎 【生年月日】昭和29年1月5日 【父】近代松男 【母】近代竹子 【続柄】長男
身分事項 出 生	【出生日】昭和29年1月5日 【出生地】兵庫県神戸市中央区 【届出日】昭和29年1月5日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】昭和49年11月16日 【配偶者氏名】田中花子 【従前戸籍】兵庫県神戸市中央区加納町●●
死 亡	【死亡日】平成28年3月15日 ←⑩ 【死亡時分】午前1時30分 【死亡地】東京都中野区 【届出日】平成28年3月16日 【届出人】妻

戸籍に記録されている者	【名】花 子 ←④ 【生年月日】昭和29年12月20日 【父】田中亀雄 【母】田中鶴子 【続柄】二女
身分事項 出 生	【出生日】昭和29年12月20日 【出生地】岐阜県羽島市 【届出日】昭和29年12月22日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和29年12月24日 【受理者】岐阜県羽島市長
婚 姻	【婚姻日】昭和49年11月16日 【配偶者氏名】近代太郎 【従前戸籍】岐阜県羽島市●●
	以下余白

発行番号 ●●●

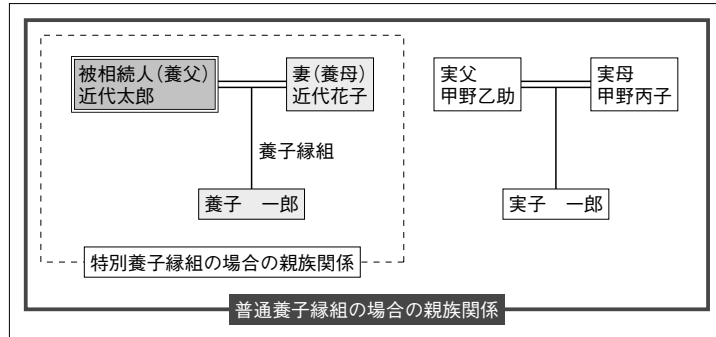
これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。

平成28年4月20日

東京都中野区長 東 城 四 郎

公印

●養子縁組による親族関係



があり、太郎さんは、平成28年3月15日に死亡したことが確認できます(エ)。同じくサンプル1において妻花子さん(オ)の存在を確認することができます。花子さんは相続人として確定です。次に太郎さんの戸籍を過去にさかのぼっていきます。養子縁組の記載のある戸籍謄本はサンプル2のとおりです。

サンプル2 近代太郎の改製原戸籍

本 籍		氏 名	
東京都中野区東中野●●番地		近 代 太 郎	
結婚の届出により昭和五拾年五月六日夫婦につく(カ)			
き本戸籍編製(イ)			
昭和五拾九年五月五日神戸市中央区で出生同日父届出入籍(イ)		父 亡 近代 松男	
昭和五拾年五月六日田中花子と婚姻届出神戸市中央区●●番地近		母 亡 近代 松男	
代松男戸籍より入籍(イ)		母 亡 近代 松男	
平成八年八月拾五日妻とともに甲野一郎を養子とする縁組届出(イ)		父 亡 近代 松男	
昭和五拾参年四月六日兵庫県伊丹市で出生同日父届出入籍(イ)		母 亡 近代 松男	
平成八年八月拾五日近代太郎同人妻花子となる縁組届出兵		父 亡 近代 松男	
庫県伊丹市南野●●番地甲野乙助戸籍から入籍(イ)		母 亡 近代 松男	
平成八年三月拾八日古代伸子と婚姻届出同月式拾参日群馬県前		父 亡 近代 松男	
橋市長から送付同市大手町式丁目●●番地に新戸籍編製につき除籍(イ)		母 亡 近代 松男	
橋市長から送付同市大手町式丁目●●番地に新戸籍編製につき除籍(イ)		父 亡 近代 松男	
昭和五拾参年四月六日		母 亡 近代 松男	

サンプル3 近代一郎の現行戸籍

全 部 事 項 証 明	
本 籍 名	群馬県前橋市大手町2丁目●番地
氏 名	近 代 一 郎
戸籍に記録されている者	【名】一 郎 【生年月日】昭和53年4月6日 【父】甲野乙助 【母】甲野丙子 【続柄】長男 【養父】近代太郎 【養母】近代花子 【続柄】養子

さらに、サンプル2から太郎さんの出生までの戸籍謄本を確認し、ほかに子がいなければ、被相続人近代太郎さんの相続人は、妻花子さんと養子一郎さんの2人になります。

養子縁組は、当事者の合意に基づき市区町村役場に「養子縁組届」を提出することで成立します。戸籍上は「養子」「養女」「養父」「養母」といった表記が加わります。養子となった人は、養子縁組の日より養親の実子と同様の

養子は、実親との関係もそのまま残りますので、実親の相続に関しても相続人となります。また、実例は多くありませんが、特別養子縁組による相続の取扱いにも注意します。特別養子縁組は、実子

と実親との法律上の親子関係を消滅させ、養親との間に実子に準じた親子関係を成立させる縁組制度です。養子は実父と実母の相続人にはなりません(図表)。特別養子縁組の養子は、様々な事情で養育を受けられない子どもが養親の下で実子と同様に養育を受けられるよう配慮され、戸籍上も実親子とほぼ同様の記載がなされます。

それでは、持参された戸籍謄本を確認しましょう(サンプル1)。戸籍事項欄に「平成6年法務省令による改製」とあり、改製日は平成20年5月15日となっています(7)。サンプル1は、平成20年5月15日から戸籍謄本発行日までの戸籍を証明するものです。戸籍の筆頭者は夫である太郎さんです(4)。身分事項に「除籍」(7)および「死亡」の記載

解説

ケース5 被相続人に配偶者のほか養子がいるケース

本ケースのようにお客様が、被相続人には実子がなく、養子縁組により養子を迎えたと言っている場合は、被相続人の出生もしくは特定の年齢から死亡までの連続した戸籍謄本に加え、相続人(養子)の現在の戸籍謄本が必要となります。

夫が亡くなりました。私たち夫婦には養子が1人います。その養子もすでに結婚しています。相続預金の名義変更には、最新の戸籍以外にどの戸籍を用意すればよいですか？



サンプル1 近代太郎の現行戸籍

全 部 事 項 証 明	
本 籍 名	東京都中野区東中野●●番地
氏 名	近 代 太 郎
戸籍事項 戸籍改製	【改製日】平成20年5月15日 【改製事由】平成6年法務省令第51号附則第2条第1項による改製
戸籍に記録されている者	【名】太 郎 【生年月日】昭和29年1月5日 【父】近代松男 【母】近代竹子 【続柄】長男
身分事項 出 生	【出生日】昭和29年1月5日 【出生地】兵庫県神戸市中央区 【届出日】昭和29年1月5日 【届出人】父
婚 姻	【婚姻日】昭和50年1月6日 【配偶者氏名】田中花子 【従前戸籍】兵庫県神戸市中央区●●
死 亡	【死亡日】平成28年3月15日 【死亡時分】午前1時30分 【死亡地】東京都中野区 【届出日】平成28年3月16日 【届出人】妻
戸籍に記録されている者	【名】花 子 【生年月日】昭和29年12月20日 【父】田中亀雄 【母】田中鶴子 【続柄】二女
身分事項 出 生	【出生日】昭和29年12月20日 【出生地】岐阜県羽島市 【届出日】昭和29年12月22日 【届出人】父 【送付を受けた日】昭和29年12月24日 【受理者】岐阜県羽島市長
婚 姻	【婚姻日】昭和50年1月6日 【配偶者氏名】近代太郎 【従前戸籍】岐阜県羽島市●●

発行番号 ●●●
これは、戸籍に記録されている事項の全部を証明した書面である。
平成28年4月20日
東京都中野区長 東 城 四 郎 公印